二　補正料金算定指数（一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」という。）における売買取引に係る電力の受渡しを行う一時間前における複数の一般送配電事業者による予測値として当該複数の一般送配電事業者の供給区域（連系設備の送電容量等の制限によりインバランスを調整するために行う電力の受渡しができない場合にあっては、一の一般送配電事業者の供給区域。以下この号において同じ。）における三十分単位の各時間帯ごとの供給能力として見込まれる値（一般送配電事業者がインバランスを調整するために調整電源等（連続する稼働時間が一日以上となるものに限る。）又は非電気事業用電気工作物から電気の供給を受ける場合にあっては、その供給能力を除いた値。）から当該複数の一般送配電事業者の供給区域における同一の時間帯の需要電力として見込まれる値を減じた値を当該需要電力として見込まれる値で除した値に百を乗じた値をいう。以下この号において同じ。）に応じ、経済産業大臣が定める額又は算式により算定した額

三　法第三十四条の二第一項の規定による命令又は勧告があった場合には、電気使用制限等規則（平成二十三年経済産業省令第二十八号）第一条第一項、第二条第一項、第四条若しくは第五条第一項に規定する経済産業大臣が指定する地域における同令第一条第一項に規定する経済産業大臣が指定する期間又は同令第二条第一項、第四条若しくは第五条第一項に規定する経済産業大臣が指定する期間及び時間におけるインバランス料金として、経済産業大臣が定める額

四　災害その他の理由により電気の需給の状況が著しく悪化した場合において、計画的に一般送配電事業者がその託送供給等約款で定めるところによりその供給区域の一部において電気の供給を中止したときは、当該供給区域（当該一般送配電事業者が法第二十四条第一項の許可を受けてその供給区域以外の地域に自らが維持し、及び運用する電線路を設置し、当該電線路により電気の供給を行う場所及び電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）附則第十二条第一項の規定により法第二十四条第一項の規定の適用を受けないこととされた電気の供給を行う場所を含む。）におけるインバランス料金として、経済産業大臣が定める額

2　前項の規定にかかわらず、一般送配電事業者の供給区域の需要に対する電気の供給が余剰になると見込まれる場合に、調整電源等による調整が行われても供給区域の電気の余剰が解消されず、調整電源等以外の電源（再生可能エネルギー電気特措法第二条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備（同条第三項第一号に掲げる太陽光及び同項第二号に掲げる風力を電気に変換するものに限る。）を除く。）の出力の抑制が要請された場合であって、三十分単位の各時間帯において下げ調整指令の指令量の方が上げ調整指令の指令量よりも多いときのインバランス料金は、下げ調整指令に対応する調整電源等のうち最も低い調整電源等の単価としなければならない。

3　前二項の規定にかかわらず、再生可能エネルギー電気特措法第二条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備（同条第三項第一号に掲げる太陽光及び同項第二号に掲げる風力を電気に変換するものに限る。）の出力の抑制が要請された場合であって、かつ、三十分単位の各時間帯において下げ調整指令の指令量の方が上げ調整指令の指令量よりも多いときのインバランス料金は、経済産業大臣が定める額としなければならない。

4　前三項の規定にかかわらず、卸電力取引所の業務規程に規定する翌日取引の停止に係る基準に該当した一般送配電事業者の供給区域（以下この項及び次項において「停止基準該当区域」という。）における次の各号に掲げる時間帯のインバランス料金は、それぞれ当該各号に定める額としなければならない。

一　翌日市場（卸電力取引所の業務規程に規定する翌日取引を行うための卸電力取引市場をいう。以下この項及び次条第三項において同じ。）における売買取引が行われなかった時間帯

ロ　翌日市場において買入入札の価格が高いものから順に買入れが行われたものと仮定した場合における当該買入入札に係る数量の百分の三が買い入れられることとなる価格と翌日市場において売渡入札の価格が高いものから順に売渡しが行われたものと仮定した場合における当該売渡入札に係る数量の百分の三が売り渡されることとなる価格を平均した価格

三　前号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、一

イ　インバランス供給量がインバランス買取量を上回る場合において、インバランス料金算定係数が一を下回るとき

ロ　インバランス供給量がインバランス買取量を下回る場合において、インバランス料金算定係数が一を上回るとき

四　各月において、その月の初日から末日までにおける次のイに掲げる価格から同一の時間帯における次のロに掲げる価格を控除して得た額の中央値として卸電力取引所が公表する額（沖縄電力に係るものについては、零）

イ　翌日市場における一般送配電事業者の供給区域ごとの売買取引における価格

ロ　第一号イに掲げる卸電力取引市場における売買取引における価格

五　翌日市場における一般送配電事業者の供給区域ごとの売買取引における価格と基準インバランス料金の差の動向その他の事情を勘案して経済産業大臣が一般送配電事業者ごとに定める額

2　前項ただし書の規定にかかわらず、一般送配電事業者の供給区域における一時間ごとの供給能力として見込まれる値から当該供給区域における同一の時間帯の需要電力として見込まれる値を減じた値を当該需要電力として見込まれる値で除した値に百を乗じた値のうち最小のものとして一般送配電事業者が最初に公表する値が三以下となる供給区域が複数ある場合にあっては、インバランス料金は、前項本文に規定する額（当該額が経済産業大臣が定める額を上回る場合にあっては当該経済産業大臣が定める額）とする。

3　前二項の規定にかかわらず、一般送配電事業者が、再生可能エネルギー電気特措法第二条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備（同条第三項第一号及び第二号に掲げる再生可能エネルギー源を電気に変換するものに限る。）の出力の抑制を要請した場合において、当該一般送配電事業者が第一条第二項第二号イからニまでに係る電気の買取りを行うときは、インバランス料金は、経済産業大臣が定める額としなければならない。

4　前三項の規定にかかわらず、法第三十四条の二第一項の規定による命令又は勧告があった場合には、電気使用制限等規則（平成二十三年経済産業省令第二十八号）第一条第一項、第二条第一項、第四条又は第五条第一項に規定する経済産業大臣が指定する地域における同規則第一条第一項に規定する経済産業大臣が指定する期間又は同規則第二条第一項、第四条若しくは第五条第一項に規定する経済産業大臣が指定する期間及び時間におけるインバランス料金は、経済産業大臣が定める額としなければならない。